

第39回

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域会議 北九州市提出資料

令和6年10月16日

Kitakyushu
Action!

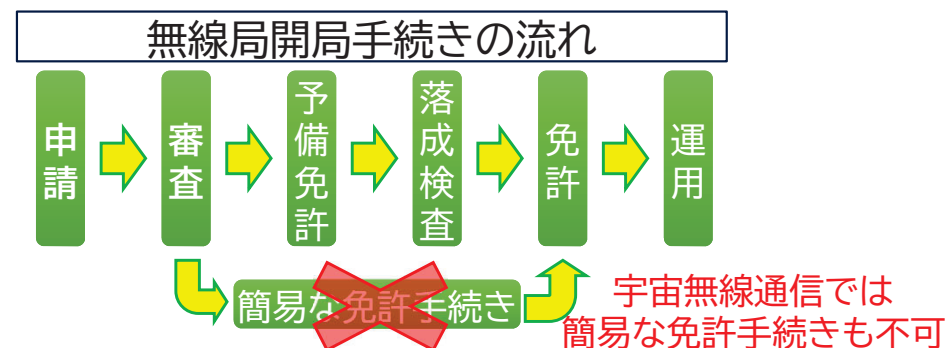
動かせ、未来。北九州市

超小型衛星の開発サイクルを迅速化し「宇宙の裾野」拡大を実現

現状の課題

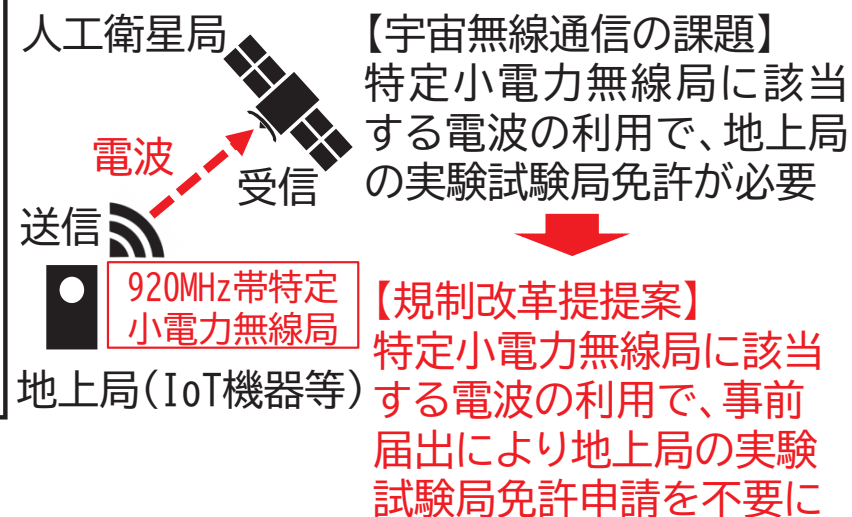
- 衛星通信を行う人工衛星局又は地球局(**実験試験局**を含む。)を利用するためには、電波法に基づき、免許を受け、無線局を開設する必要がある。
- 宇宙無線通信を行う実験試験局にあつては、適合表示無線設備のみを使用するものであっても利用環境や国際的な影響等を踏まえ、落成検査において実際の通信状況を確認する必要があることなどから、**簡易な免許手続によることはできない。**
- 過去には、**申請から予備免許取得まで1年7か月**を要し、**超小型衛星の運用終了までに免許取得に至らなかった**ケースがある。

大学や企業が超小型衛星やユースケースの開発に重要な**開発・運用・検証・改善のサイクル**を迅速に回すことができない。



規制改革提案

地上では無線局免許が不要である電波法施行規則第6条第4項第2号(1)(四)に規定するテレメータ用、テレコントロール用又はデータ伝送用の**特定小電力無線局(920MHz帯)**に該当する電波を使用して、地上から人工衛星に開設された無線局に対して通信を行う際は、**事前届出を行うことで地上局に係る実験試験局の免許申請を不要**とする。



超小型衛星を用いた新たな宇宙利用の実証・実現